

コミュニティビジネスについて

NPOコミュニティビジネスサポートセンター
事務局長 永沢 映

．コミュニティビジネスについて

コミュニティビジネスは、地域の住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益が地域に還元されるという、地域経済活性化のための新しい手法である。

「起業意識」と「社会問題解決への意欲」を併せ持ったローリスク、ローリターンのベンチャービジネスであり、地域の課題解決に取り組むことにより、事業の継続性と安定性が確保される。

企業は社会性は低いケースが多いが、経営手法や開発力、事業を推進する力は優れている。

一方のNPO・ボランティア活動は社会性はあるものの、十分な収益性（就業・雇用機会の創出や経済活性化）につながる力が乏しいという面がある。

これらの企業的側面とNPO的側面の両面の利点を有し、地域活力の再生を目指すのがコミュニティビジネスである。

コミュニティビジネスの活性化は、持続的で責任ある地域課題の解決が行われるだけでなく、主に次のような地域活性化効果が期待できる。

- 1．地域に内在する課題解決とコミュニティの活力再生
- 2．地域における就業機会・雇用の創出
- 3．市民主導による自立型経済社会の構築

現代社会においては「経済活性化」「雇用創出」「地域活性化」などが大きな課題となっている。

コミュニティビジネスは、これらの課題について、新しい手法を模索し、現実的に解決していくことが目的であり、新しい社会作りにおいては、CBへの積極的な取り組みと支援が必要不可欠であり、また地方自治の活性化の意味でも、コミュニティビジネスへの期待は大きい。

コミュニティビジネスを日本の地域風土に合うものに育て、企業やNPOの問題や限界をクリアーにしていくことが期待されており、日本のコミュニティビジネスは現実にもそうした方向へ発展の途上にある。

コミュニティビジネスの概要

A. コミュニティビジネスとは

個人の志、夢や意思から始まる
地域住民による地域に還元していく事業
等身大のスモールビジネス
ローリスク&ローリターン
多様なコミュニティビジネスが連携
プロジェクト&ネットワーク型
私から始まり仲間が育ててくれる事業
資源の持ち寄り
この指止まれ方式
法人格は多様(個人事業 組合 NPO 有限会社 株式会社 など)

B. 期待される成果

人が出会い、つながり、融合する
地域コミュニティが明るく、元気に活性化される(地域再生)
地域経済の活性化
税の軽減と収入の増加
地域力が高まる
自立型コミュニティの創出
就業・雇用機会の増大

C. コミュニティビジネスの領域(既存)

生活支援	家事 子育て 介護 健康 他
地場産業	農林漁業 伝統工芸 レストラン 他
文化・スポーツ	音楽 アート 生涯学習 スポーツ 他
情報	コミュニティ誌 放送 IT関連 他
環境	自然環境の保全・再生 生活環境の保全・再構築 他
その他	まちづくり 災害支援 食 他

D. コミュニティビジネスの形態

個人	個人事業
グループ	任意グループ・団体
法人格	NPO 各種組合 有限中間法人 有限・株式会社 他

E . コミュニティビジネスの主な担い手

実践者

中高年の男女

- ・高齢者・・・時間的、金銭的な余裕を持っている。生き甲斐作りとして CB への関心が強い
- ・中高年・・・比較的・精神面に余裕を持っているケースが多く、今後（団塊の世代）は定年を迎え、新しい生き甲斐作り、ライフワークを模索している。
- ・主婦・・・SOHOが100万人を超え、またその実践者の多くが主婦であるといわれる。OLなど社会経験を有した主婦層もCB実践者の中心になると考えられる。（特に介護・保育など）

既存事業者（個人・法人問わず）

- ・新しい事業形態としての進出（新規進出・事業転換）
- ・既存事業の転換として

その他

- ・若年層・・・20～30代の失業者、会社での冷遇などが増加している中、精神的・体力的にもCBへの進出が予想される。
- ・学生・・・就職率低下、新しい生き方探しとしてCBへの関心が強い。
- ・その他・・・外国人、障害者など様々な層の人々が自分の持っている利点を活用しながらCBへの参入が考えられる。

支援者

- ・行政・・・省庁を中心として「地域再生」「雇用創出」「経済活性化」「市民（省庁）主体の自立経済構築」「遊休施設の活用」など、様々な視点からCBの支援が進められている。
- ・自治体・・・地域活性化を中心に地域の課題解決の方策としてCB支援を実施している。（インターメディアリー）
- ・学校・・・新しい学校運営の一つとしてCBへの期待が強い。（コミュニティカレッジ、コミュニティスクール）
- ・企業・・・企業の新しい事業展開、ソフト面充実などを中心として、CBとの連携が期待される。（NPOやボランティアへの寄付とは異なり、事業面での提携も期待できる）
- ・金融・・・地域金融の活性化が期待される。（コミュニティクレジット、コミュニティファンド）
- ・専門家、機関・・・新しいソフトの構築と提供が出来る。

F . コミュニティビジネスの活性化に向けての課題と解決への提案

コミュニティビジネスの認知度が低い

コミュニティビジネス基本計画を作成

21 世紀型の自立型地域コミュニティの形成に向かう方策と位置付け巾広い人の賛同を得る

地域経済の活性化としての意義と目的を明確にする。

コミュニティビジネスの啓発活動を積極的におこなう

オリジナルメディア(パンフレット、HP、相談窓口ほか)の実施

多様な学習の場の開発(セミナー、ワークショップほか)の提供

必要な人材が不足

多様な人材育成の機会を設ける。

コミュニティビジネスの実践者(経営者、指導者、コーディネーター他)

各種支援者の育成(行政、既存企業者、学生他)

コミュニティビジネスのプログラム開発

地域の特性を活かしたキメ細かく、具体性を重視

既存の市民活動の活性化

市民活動の現状は小規模、資金が不足しており、人材やネットワークの強化を求めている。これらの課題を解決するための支援をおこなう

インキュベーション機能の確立

事業拠点が無い

空き店舗対策や中心市街地の活性化の課題との連動

公共施設・学校・企業・個人スペースなどの利活用

資金不足

様々な資源の持ち寄り方式の仕組みをつくる。

参画型の文化の形成

限られた資金の活用を計画的に行う

(コミュニティビジネス活性化に向けての総合基本計画に基づく)

新しい資金調達の方策を調査研究し実施する。

(コミュニティクレジット、コミュニティファンドなど幅広く)

コミュニティビジネス活性化の仕組みが未成熟

中間的支援機関を立ち上げるなど、CB活性化の仕組みが必要

個々の団体の質やレベルが低く、ビジネスとして成立するほど成熟している団体が少ない

・コミュニティビジネスの現状と課題

コミュニティビジネス（ＣＢ）の現状

- ・活動形態・・・企業に比べボランティア団体、任意団体、ＮＰＯが多い
- ・活動地域・・・広域での市区町村単位での活動が多い
- ・年間事業規模・・・１０００万円以下が約５０％である
- ・スタッフ・・・１０人未満で約５０％
- ・活動分野・・・まちづくり系が多い（ＮＰＯ法人は高齢者福祉、保育が多い）
- ・活動内容・・・人材育成、コーディネート事業が多い

*セゾン総合研究所資料、（財）神戸都市問題研究所資料による

ＣＢの効果と課題

ＣＢの効果と課題として総じていえることは、次の点である。

《効果》

・雇用や仕事の創出

今後の地域における雇用、新規地域事業の創出においては大きな成長が見込まれている。（詳細のデータは別紙）

・生き甲斐

ＣＢに関わる人の多くが「生き甲斐」「喜び」といった個人生活観の充足が目的である。

・コミュニティの再生、地域活力の再生

地域の課題解決や新しいまちづくりに多くのＣＢが貢献しており、今後は自治体や市民、企業と提携し、より活動が活発化される。

《課題》

・人材不足

人数的な問題よりも、質の問題が大きい。つまりＣＢに関わる人材の高度化、専門性を高める必要がある。そのためには経済的基盤の強化も求められる。

・資金不足

多くのＣＢが助成金、資金援助によって活動を実施している。一方で資金援助に頼り過ぎている面が強く、自立した個体としては成立していない。

・ネットワーク不足

ＣＢの多くは独自の運営をおこない、情報を閉鎖し、または相互にネットワーク化を行わない。これらの情報を性格に収集・開示することがＣＢ活性化にもつながる。

C B側からの要望について

現場からの要望の多くは、「資金面の優遇措置」「C Bの信用面強化」「事業拡大のための規制緩和」というキーワードに収められる。

つまり、コミュニティビジネスは「自立」を目指すため、その自立までに必要な行政側の支援を求めているのである。(一部の団体は永続的な資金援助を求めるが、それらの団体はC Bとは認めずに除外する)

これらの要望への対応としては、次の3つの側面に対応できる。

1. 資金的・物的支援

C Bへの資金貸付制度

C Bへの交付金制度の実施(期間限定/スタートアップ・要基準クリア)

地域における遊休施設の利用

2. 人的支援

人材育成(勉強会)の実施

人材バンクによる人材の有効活用

共済制度の実施

専門家(税理士、会計士、社労士、弁護士など)のネットワークと活用

3. 規制改革支援

法改正に関する要望の吸い上げと実施

新しい法の完備に関する要望の吸い上げと実施(特区との連動)

【例】寄付金の税控除

C Bへの信用保証協会の担保制度

民間による学校経営の認可と学習指導要領に準じないカリキュラムの実施

市民農園の開設主体の拡大など

- * 規制改革に関する現場からの要望を吸い上げるのは、地域ごとに環境や課題が異なるため、各都道府県ごとの「インターメディアリー機関」(中間支援組織)がその中心となることが望ましい。

*** 要望に対する課題**

上記C B団体側の要望に対し、いくつかの課題も存在している。例えば次のような課題があげられる。

団体側の経営体制、レベル、継続性などが企業に比べて乏しいことが多い。

C B団体を審査する機能がない。

C B団体には横のネットワークが存在しない

などである。これらの問題を解決することが要望に対応する一方で求められる。

．コミュニティビジネスの基準作りについて

「コミュニティビジネス」という言葉は浸透し、認知されつつあるものの、その枠組みが明確になっているわけではない。しかし、今後はC Bの枠組みが明確にならない限りは、行政の支援、融資基準、評価制度など、様々な面での限界が生じてしまう。そこで、現在のC Bの状況と今後の展望を踏まえた上で、一つの基準（目安）を立ててみた。

任意団体、N P O法人、個人事業、組合、会社など組織の形態は問わず、主たる活動分野や備えるべき要件について整理されることが「コミュニティビジネス」の発展にとって特に重要だと考えられる。

【コミュニティビジネスの基準（案）】

「コミュニティビジネス」は下記 ～ の全てを備えていることを条件とする。

活動分野

以下の10の社会的分野を活動の主体とする。

- 1．福祉、保健、医療
- 2．教育
- 3．環境
- 4．まちづくり
- 5．就業支援、人材育成
- 6．産業支援、地域資源活用
- 7．災害支援・安全
- 8．観光・交流
- 9．文化、芸術、スポーツ
- 10．中間支援(上記の活動に対する支援、コーディネート)

財政規模

年間活動予算500万円以上

*年間活動費を500万円で区切るのは、実施している事業が継続的な事業であり、スタッフを抱えながらビジネス的手法で運営されるものに限るためであり、これ以下の財政規模では一般的には自立的、継続的な事業を行っていくことは不可能であるという点から。

また1000万円で区切ると現行の多くのC BとN P Oが外れてしまうため、500万円以上を妥当な数字と想定した。

人員

常勤構成員(常勤の事務局員)が1名以上いること(ボランティアを除く)

*N P Oでは10名以上の会員(社員)が必要だが、ここでいう構成員は実際に報酬を得て業務に携わる構成員を指す。つまり、名目上ではなく、実際に雇用につながっている構成員で、報酬を得ている構成員を1名以上いなくてはならない。

活動地域

原則として都道府県域内における活動範囲を主体とする

*全国規模での活動をする団体や企業もあるが、原則として「地域・コミュニティ」は都道府県の47で区切り、その中での地域活動を実施していることを条件とする。

(市区町村での区分だと広域市区町村の活動が含まれないため)

それぞれの都道府県でインターメディアリー機関を発足することで、行政側とC Bの連携が取りやすくなり、情報の収集と管理も容易になる。

【コミュニティビジネスの評価について】

また「コミュニティビジネス」としての活動を促進するためには、次のような評価基準を定めておくことを検討する必要がある。(以下例)

a. 行政からの補助金、助成金が全活動費の50%以内

*つまり自立経営を促すため、補助や助成をメインとしている団体は除く。ここでいう補助金や助成金とは事務局運営に関わる支援金であり、事業的な接点である受託事業、共同事業は含まない。団体の事業の継続性、自立性のため

b. 地域住民が活動の主体である

*構成員(または会員)の30%が地域(都道府県)の市民で構成されていること。これは都道府県と連携=地域の活性化のため、CB団体の一定の構成員は地域住民であることを条件とする。

c. 情報を公開する

*NPO同様に決算の書類を公開する。また国の予算の市とは所定の書類によって明細を開示する。またCB団体の詳細である事務局の所在、代表者、活動内容なども一定のフォーマットで提出させ、管理する。

d. 予算の使途に割り当て基準を設ける

*少なくとも社会活動や地域活動に30%以上の予算を使用するなど、予算の使途も明確にする必要がある。特に人件費や経費(雑費)には上限を付けるなどが必要(全支出の50%程度)。

e. 地域(都道府県/インターメディアリー機関)の評価を受ける

*都道府県単位など地域レベルでの評価基準を作り、CBを評価することで行政とCBの連携が取れやすくなり、またCBの情報管理が容易になる。(インターメディアリー機関の発足が求められる)

地域の評価を受ける際には、1年間の活動経歴、会計(収支)、翌1年間の活動計画などを提出すること。

以上のように「CBの基準」「CBの評価」を条件とし、国の支援(緊急地域雇用創出特別交付金や創業支援など)や都道府県または市区町村の支援対象とする。

また支援の対象は最大3年間までとするなど、条件を付けることで、一部のCBへの支援に偏らないようにする。

この様にCBの枠組みを明確にした上で、CBへの各種支援、融資なども検討し、「地域再生による経済振興と雇用創出」という新しい支援策の実施が地域支援の大きな役割となる。これまでのように国主導型ではなく、地域主体、地方分権の視点から都道府県を中心とした新しい枠組みが作られ、それに準じてコミュニティビジネスの育成に直接的な支援が行われることが望ましい。

・コミュニティビジネスにおける雇用について

NPOにおける就業者（推計）

NPOにおける就業者 約20万人

NPO法人 H14年末現在(内閣府調べ) 9,329団体
任意団体 市民活動団体 $190,388 \times 89.8\% = 170,968$ 団体
(「市民活動団体等基準調査/内閣府」では市民活動団体のうち任意団体は89.8%と推計)

上記 を合計すると180,297団体(9329+170968)となり、これを狭義のNPOと想定する。これらNPOの1団体あたりの就業者は1.1人とされている。
(事務局スタッフのいない団体23.1%)

$180,297$ 団体 \times 1.1人 = 約20万人 の計算による推計

コミュニティビジネスにおける就業者（推計）

コミュニティビジネスにおける就業者 約6万人

財政規模500万円以上(年)のNPO法人 = 4,982団体
(NPO法人 9329団体 \times 53.4% = 4982団体 / 経済産業研究所データによる)
 $4,982 \times 3.7$ 人(同データによる有給職員の平均数) = 約1.8万人

財政規模500万円以上(年)の任意団体 = 7,999団体
(任意団体 180297団体 \times 7.2% = 12981団体、 $12981 - 4982$ (NPO法人) =
7,999団体 / 内閣府データによる)
 $7,999 \times 1.2$ 人(同データによる有給職員の平均数) = 約1.0万人

の合計により、NPO法人および任意団体の就業者推計は2.8万人とされる。
これに有限会社、株式会社、個人事業主、ワーカーズコレクティブ、企業組合、TMOなどでコミュニティビジネスの範囲に含まれる団体、就業者を同数程度と見込む。

2.8 万人 \times 2倍 = 約6万人

上記により、コミュニティビジネスの現在の就業者数は6万人程度と推定される。

【その他ポイント】

*現在の公務員一人当たりの人件費・経費が1000万円といわれているが、1000万円の費用対効果で考えるならば、CBにおける人件費・経費では3人の雇用が見込める。CB従事者は、主婦、高齢者、学生といった層も多く、平均値では1000万円で3人の雇用は十分な数字である。

*人件費、家賃、通信費、その他経費を含め、1つのコミュニティビジネス団体の適正規模は、年間5000万の収入(利益)、常勤スタッフ10名、非常勤スタッフ10名規模程度と想定される。

NPO およびCBに関する参考データ

- 「特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査」
(旧経済企画庁国民生活局 / 2000年6月)
- 「2001年市民活動レポート」(内閣府国民生活局 / 2000年10月)
- 「日本のNPOの経済規模」(旧経済企画庁国民生活局 / 1998年6月)
- 「コミュニティビジネス調査」(財団法人神戸都市問題研究所 / 2002年3月)
- 「NPO法人アンケート調査」(独立行政法人経済産業研究所 2002年8月)
- 「コミュニティビジネスアンケート調査報告」(セゾン総合研究所 / 2002年11月)
- 「新しい公益の実現に向けて」(経済産業省産業構造審議会 NPO 部会 / 2002年4月)
- 「市民活動団体等基準調査」(内閣府)